

第7章 共通的・基盤的施策の推進

第1節 環境影響評価の推進

1 環境影響評価について

大規模な土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行うに当たり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴いた上で適切な環境保全対策を講じる**環境影響評価***（いわゆる環境アセスメント）を実施することは、事業の実施が環境へ与える悪影響を事前に防止する上で極めて効果的な方法です。

府では、「京都府環境影響評価条例」を制定し、大規模開発事業に対する審査・指導を実施しています。

2 府環境影響評価条例の特徴

- ① 環境に及ぼす影響の大きさは事業の内容や事業が実施される地域の特性により左右されることもあり、必ずしも事業の規模だけでは判断できないため、環境影響評価を実施する事業（第一種事業）に加え、第一種事業に準じる規模を有する事業（第二種事業）を設定し、第二種事業については、地域特性等を考慮した上で個別に環境影響評価の要否を判定する手続を設けています。（スクリーニング）
- ② 地域住民等の意見を柔軟に反映した方法により環境影響評価を行うために、事業計画の早い段階で地域住民等に環境影響評価の方法案を示し、意見を聞いた上で決定する手続を設けています。（スコーピング）
- ③ 対象事業については、その規模を環境影響評価法の1/2程度まで引き下げるとともに、林道、廃棄物焼却施設の整備等の事業を新たに加えています。
- ④ 環境影響評価の項目については、地球環境や生物の多様性を対象とするとともに、歴史と文化の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地も対象項目にしています。
- ⑤ 環境影響評価の結果を検証するため、対象事業に係る工事の実施や工事完了後の事業活動が環境に及ぼす影響について、当該工事の着手後に調査を行う手続を設けています。（事後調査）

3 条例改正について

平成23年4月の環境影響評価法の改正を踏まえ、住民の理解の向上及び参画の促進の観点から、方法書等のインターネットの利用等による公表、方法書説明会の開催等の手続を新設するとともに、法に基づく環境影響評価に係る条例の手続等について規定整備を行うため、条例を改正しました。この改正については、法に基づく事後調査手続の改正を除き、平成24年4月1日から施行されます。

なお、これまでの手続よりも早期の段階で行う戦略的環境アセスメント制度については、引き続き、京都府環境審議会で審議いただくこととしております。

4 条例に基づく審査案件

条例に基づき、20年1月から（仮称）綾部総合工場の設置事業についての手続きが行われています。

表3-56 手続きの概要

事業名称	(仮称)綾部総合工場
事業種類	産業廃棄物焼却施設の新設 処理能力最大144t/日
事業予定地	綾部市十倉志茂町千原 ほか
環境影響評価の主な手続き	24年2月 環境影響評価準備書縦覧開始

第2節 監視測定の実強化

図3-29

モニタリングポスト設置地点（再掲）

1 高浜原子力発電所に係る環境状況

京都府との府県境まで約4kmの地点にある福井県高浜町の関西電力(株)高浜発電所（以下「高浜原子力発電所」という。）では、4基の原子炉（出力合計339万2千kW）が運転されています。

府では、高浜原子力発電所の運転開始（49年11月）に先立つ48年度から環境影響監視を開始し、以後総合的な環境監視を行っています。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜原子力発電所環境測定技術検討委員会」において技術的評価が行われ、22年度についても、「全般的に周辺環境に異常は認められず、環境安全上問題はなかった。」旨の報告を受けています。

東京電力（株）福島第一原子力発電所の被災事故に伴い監視体制を23年5月に7カ所から15カ所に強化し、さらに23年度末までに23カ所に強化します。



①環境放射線監視結果

(1) 空間放射線空気吸収線量率等測定結果

(ア) 空間放射線空気吸収線量率*

舞鶴市及び綾部市内の6ヶ所の放射線測定所において実施している空間放射線空気吸収線量率の22年度における測定値は、0.019～0.171マイクロシーベルト*/時（ $\mu\text{Sv}/\text{時}$ 。測定値は1マイクログレイ*/時（ $\mu\text{Gy}/\text{h}$ ）＝1 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ と換算。以下同じ。）であり、地域や季節による差異は認められましたが、これらは地形、地質や降雨雪の影響によるものであり、継続的に測定している大山、吉坂、倉梯測定所について経年的にみると52年度に測定を開始して以来ほとんど変動は認められていません。また、13年度から測定を開始した塩汲、岡安、老富測定所についても、異常は認められていません。

22年度における環境放射能測定車などによる空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、0.017～0.057 $\mu\text{Sv}/\text{時}$ であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

(イ) 空間放射線積算線量*

26ヶ所のモニタリングポイントにおいて、TLD*による約3か月毎の空間放射線積算線量の測定を行っています。22年度の空間放射線積算線量の測定結果は、年間積算値で0.39～0.67ミリシーベルト（mSv）であり、これまでの値と比べて大きな変動は認められませんでした。

(ウ) 浮遊じん

吉坂、塩汲及び老富測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ放射能*を連続測定していますが、測定結果はいずれも自然現象の範囲と考えられるものとなっています。

(2) 環境試料の核種*分析結果

人工放射性核種は、すべて過去の範囲内で、安全上問題ありませんでした。福島第一原子力発電所事故前の環境試料では、セシウム-137等について検出された試料がありますが、例年と同程度で過去の核実験等の影響とみられます。福島第一原子力発電所事故後の環境試料では、同事故の影響とみられる半減期の短いセシウム-134、ヨウ素-131が極めて微量検出されましたが、過去の検出値と比べて小さい値でした。

天然放射性核種は、ベリリウム-7及びカリウム-40が各種試料から例年と同程度検出されました。トリチウム濃度については、陸水で不検出～0.60ベクレル*/L (Bq/L)、海水で不検出～11Bq/L、空气中湿分で不検出～0.93Bq/L-水の範囲でした。ストロンチウム-90濃度は、陸水、牛乳について不検出～1.9mBq/L、米、よもぎ、めばる、なまこ及びほんだわらについては不検出～680mBq/kg生の範囲内であり、異常は認められませんでした。プルトニウム濃度は、陸土、海底沈積物については0.012～0.075Bq/kg乾土、米は不検出であり、異常は認められませんでした。これらストロンチウム-90及びプルトニウムは、過去の核実験等に由来しているものと考えられます。

(3) 被ばく線量*の評価

被ばく線量は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。

外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」(原子力安全委員会、13年3月)に基づいて、安全側の評価として、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものがすべて発電所に由来するものとして、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、22年度の外部被ばく線量は0.002ミリシーベルト/年 (mSv/年) でした。

また、内部被ばく線量については、安全側の評価として、米等の核種分析により検出された人工放射性核種がすべて発電所に由来するものとし、その最大値を用いて「環境放射線モニタリング指針」(原子力安全委員会、20年3月)の計算式により試算しました。この方法によると、22年度の内部被ばく線量は0.001mSv/年となります。

これらの結果は、原子炉等規制法で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度1 mSv/年を十分下回っていました。

② 温排水影響調査

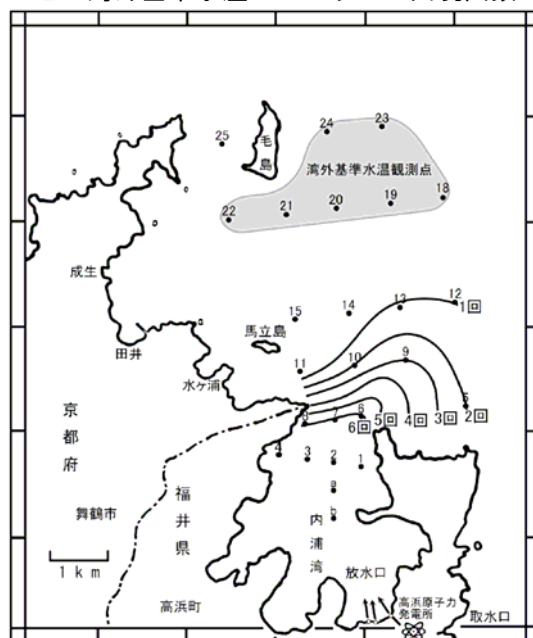
本調査は高浜原子力発電所から放出される温排水が海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施しています。

当該海域における水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするとともに、当該海域への温排水の拡散状況を調べるために水温・塩分の分布調査を実施したところ、過去の結果と比較して特段の異常は認められていません。

なお、21年度の6回の調査のうち、22年6月、8月及び23年2月には湾口前面水温*と湾外基準水温** (脚注参照)との差が1℃以上あり、温排水の内浦湾湾外への拡散が認められました。

また、湾外での温排水は、北ないし東北東に拡散していることが多くなっています。

図3-30 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1℃以上の出現回数



(注) 図中の数字は定点番号 * 湾口前面水温：定点9から11の水温の最高値

** 湾外基準水温：定点18から24の最高・最低を除く5点の水温の平均値

第3節 調査研究の充実

府の研究所等（保健環境研究所、中小企業技術センター、織物・機械金属振興センター、農林水産技術センターにおいては、次のとおり地域の環境課題に応じた調査や研究を行っています。

表3-57 研究所等における調査研究

機関名	テーマ等	内 容
保健環境研究所	外来生物種であるアルゼンチンアリの生態系影響調査	アルゼンチンアリが確認された地点周辺の生息状況を継続して調査し、生息範囲の把握を行うとともに、生態系への影響把握のため在来種の生息確認調査を実施している。併せて、アルゼンチンアリの生息拡大防止対策を検討している。
	地域の生物相調査から行う環境影響評価手法に関する研究	地域の環境評価に役立てる手法を検討するため、昆虫類を中心として生物モニタリング調査を継続実施している。
	最終処分場浸出水等における1,4-ジオキサン等の分析法の検討	最適な測定条件の検討、浸出水から対象物質を抽出、精製するための前処理方法の検討を行っている。
	エアロゾル中の微量金属元素濃度比及び鉛同位体比を用いた長距離輸送現象の解析	国立環境研究所波照間ステーション(八重山諸島)で採取された粒経別エアロゾルを分析したところ、春期には頻繁にPM2.5中の硫酸塩が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える濃度として観測され、中国を起源とする人為起源物質の影響を強く受けていることがわかった。等量のアンモニウムイオンが存在することから、硫酸塩はよく中和されていた。
	化学成分組成を指標とした都市大気エアロゾルの越境大気汚染による影響評価	フィールド観測により得られた都市大気エアロゾルの粒経別元素組成から、都市大気エアロゾルに対する越境大気汚染と地域汚染の影響を区分して評価を行っている。
	PM2.5と光化学オキシダントの実態解明と発生源寄与評価に関する研究	解析グループでは、大気常時監視時間値データのデータベース化、基本解析、2008年度以降のオキシダント、粒子状物質の高濃度事例について解析を行っている。 モデルグループでは、全国の環境研究機関と連携し、環境省微小粒子状物質曝露実態調査結果について、PMF法を用い、観測地点や季節ごとの成分組成の特徴を見いだした。
	日本海沿岸域におけるPM2.5越境汚染の実態解明	京丹後大気常時監視測定局において大気エアロゾル化学成分連続自動分析装置により、質量濃度、硫酸イオン、硝酸イオン等の連続成分観測を行った。高濃度時の成分濃度比等の特徴を把握し、後方流跡線解析等を用いて汚染気塊の経路地域の推定を行った。
	大気中粒子状物質の実態調査	浮遊粉じん計等のエアロゾルサンプラーを用いて、粒経別に1時間単位で連続採取して、イオン成分を分析している。特に2009年12月26日のPM2.5高濃度事例については、近傍のNO _x の影響と、中国起源のSO ₂ による人為汚染物質と、黄砂を的確に識別することに成功した。
	大気中粒子状物質のフィルターサンプリングにおける誤差要因の機構解明	自動粉じん計による1時間採取をベースとして、公定法である24時間採取との比較試験を行っている。その結果、粗大粒子はアーティファクトの影響もなく、よく一致することがわかった。微小粒子は蒸気圧の低い硫酸塩はよく一致するものの、硝酸塩はばらつきが大きく、塩化物は常に過小評価となることがわかった。原因は、フィルター上の海塩粒子と硝酸ガスの反応と硝酸塩及び塩化物の揮発損失によるアーティファクトとして考えられた。
	大気直接導入連続観測法による多成分VOCの挙動解明	リアルタイムでVOC観測を行えるよう、分析システムを考案・改造している。その結果、1時間毎に24時間以上連続してベンゼン、トルエン等約50成分のVOCを正確に観測できることを確認できた。今後、毎月1回観測を行い、高濃度オゾン発生日のVOC挙動や、日内変動、季節特性等を明らかにする予定である。
	沿岸海域環境の診断と地球温暖化の影響評価のためのモニタリング手法の提唱	全国の環境研究所と共同で水温の解析を行い、京都府沿岸域でも水温上昇があることが分かった。それらの結果も活用し、COD等の測定結果を解析し、府域沿岸域の水質の推移を把握しようとしている。
	両生類減少に水田農薬は関与しているのか？-除草剤の慢性毒性からのアプローチ-	化学物質のホルモン作用に対する影響をみるためのスクリーニング方法として、カエル変態アッセイ法が有効であることから、ニシツメガエルを用いた試験方法を確立し、水田農薬のシメトリンで影響がある結果が得られた。さらなる詳細な試験を継続すると共に、野外での両生類に毒性影響が発現する可能性について検証を行うこととしている。

機関名	テーマ等	内 容		
保健環境 研究所	ウミガメ及び淡水 ガメの微量元素蓄 積特性の考察	淡水ガメとウミガメでの重金属等の微量元素の蓄積状況を把握し、生息環境、種差、性差、年齢差を基に解析することを目的とし、より多くの肝臓試料の検査を継続し、特に有害性の高い元素について、蓄積経路（環境水・餌生物・種固有の生理的メカニズム等）の解明を進めている。		
	有機フッ素化合物の 環境実態調査と 排出源の把握につ いて	有機フッ素化合物は、撥水性と撥油性を併せ持ち、熱や薬品にも強い性質を持つことから、多用途に使用されてきたが、その一方で、環境中や野生生物に蓄積されていることが明らかとなった。そのため、それらの府域での実態把握を進めており、今までに、検査方法を確立でき、実施継続している府内河川における調査では、近隣府県での結果と同程度であることがわかってきた。		
	ゴルフ場使用農薬の 分析法に関する 研究	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の改正により、指導指針対象農薬や検査方法の大幅な追加及び見直しが行われた。そこで、前処理や検査機器等の分析法を確立し、環境実態の把握を目指している。新たに追加された一斉分析対象農薬について、検査方法を確立することができた。		
	府内水環境中の微 量生理活性物質の 実態調査	広く使用されている医薬品・生活日用品等が、使用後に環境中へ排出されていることが明らかとなり、それらの生態系への影響を含め、環境中の実態把握が必要となっている。そのため、使用状況や分析方法等の情報を収集するとともに、府内水環境中で調査が必要とされる項目を選定することを進めており、今後、それらの検査方法を確立し、環境実態把握を目指している。		
中小企業 技術セン ター	低融機能性絵画用 無鉛絵具の研究	絵画用絵具業界や全国の絵具ユーザー(特に教育界)では、絵具の環境汚染ガスによる変質、廃棄物の環境汚染等の問題で、環境汚染耐ガス性に優れた低環境負荷材料である低融機能性ガラスを用いた無鉛絵具指向が高まっている。当センターがこれまでに量産化技術を確立し製品化した絵画用無鉛絵具試料(6色系統60件)と比較用の試作ビスマス系無鉛硝子絵具試料(2色系統20件)について、その加飾(描画)特性、環境汚染ガス(SO ₂ 、NO ₂ 、H ₂ Sの混合ガス)に対する耐久性等を検討した。研究の結果、描画特性についてはいずれも良好な結果を得たが、環境汚染混合ガスに対する耐久性については、絵画用無鉛絵具(製品)描画試料が変色せず良好であったのに対し、試作ビスマス系無鉛硝子絵具描画試料は黒変し、問題があることがわかった。		
	新排水基準に適した 亜鉛排水処理施設 の改善と浮遊法の 適用に関する研究 (Ⅲ)	亜鉛の排水基準強化に対して提案した新しい排水処理法であるマイクロバブル浮遊選鉱法の実用化を目指して、可搬型のミニ実験プラントを試作し、それを事業所に持ち込み、実証試験を行っている。今年度は、既存処理施設の第1次pH調整槽の水を連続処理したところ、新基準値に対応した処理が可能で、既存法に代わる処理として成立することが確認できた。		
織物・機 械金属振 興セン ター	絹蛋白の有効利用 開発	絹織物製造工程において廃棄されている絹蛋白(セリシン)を有効利用する「絹蛋白の有効利用技術開発研究」を引き続き実施するとともに、セリシン・フィブロインの衣料、化粧品、衛生材料、食品、医療材料等多分野への用途開拓を行い、丹後において新しい産業に育成するため共同研究や市場開拓について調査研究を行っている。		
農林水産 技術セン ター	農林 セン ター	土壌汚染防止対策 事業(対策地域調 査)	63年4月に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき地域指定された亀岡地域において、対策が完了していない地域内の土壌及び農作物等の状況を監視している。	
		農薬残留調査	万願寺トウガラシ等のブランド京野菜について、農薬の作物残留分析を実施している。調査結果は農薬の登録拡大や安全性の再評価に利用される。	
		全国農地土壌炭素 調査	京都議定書における温室効果ガス排出量6%削減に向け農業分野における地球温暖化防止策への貢献が求められている。そのため、農地をCO ₂ 吸収源として活用することを目指し、次期(2013年以降)削減目標の枠組みづくりまでに、農地土壌炭素含有量などを把握する。	
	水産 セン ター	ニホンジカの生育 動向把握のための 森林植生被害に関 する研究	シカによる森林植生被害が問題となっている。そのため、府内の広域的な森林植生の衰退状況の解析方法を確立し、シカの採食実態や分布状況の把握及び生息指標の定量化を行うとともに、モニタリングの実施体制と捕獲重点地区を含めた広域的な被害対策を提言する。	
		畜産 セン ター	牛放牧場における 汚水流出防止対策	降水時に牛放牧場から流出する表面水及び浸透水の水質を調査するとともに、放牧場から汚水を排出させない装置、制御システムの開発、既放牧場での実証を行う。
			新しい鶏卵洗浄技 術の開発	石灰系化合物を用いて、鶏卵の洗浄・殺菌及び洗浄水の浄化を一連のプロセスで行うことのできる洗卵消毒装置を開発する。
海洋 セン ター	阿蘇海環境改善 技術の開発	富栄養化が進み、アオサの大量繁殖とその腐敗による悪臭発生などの環境悪化が問題となっている阿蘇海とその周辺では、現在、行政、業界、地域住民が一体となった環境改善活動の取組が進められている。そこで、アマモ(海藻)やホンダワラ類(海藻)等の海藻(草)類及びアサリ等二枚貝類の水質浄化機能に着目して、それらを用いた阿蘇海環境改善技術の開発に取り組んでいる。		
	沿岸環境のリアル タイムモニタリ ングによる温暖化 の影響評価(漁場 特性の研究)	沿岸、内湾漁場における環境変化を捉えるため、自動観測ブイを設置してリアルタイムで水温、潮流等のモニタリングを行い、急潮予測精度の向上を図るとともに、水温や漁場環境の変化が漁業・養殖業に及ぼす影響を検討する。		

第4節 土地利用対策・個別地域環境保全対策の推進

1 府土地利用基本計画

府土地利用基本計画（以下本項において「基本計画」という。）は、府計画に定める基本的な方針に基づく土地利用を図ることを目的としたもので、50年4月に策定され、土地取引の規制、土地利用の規制、遊休土地に関する措置等の実施のための基本となる計画です。

また、基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などに基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすものとされており、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域を設定し、図面表示した計画図と土地利用の基本方向、地域設定の重複する地域における土地利用の調整指導方針等を定めた計画書で構成されています。

なお、計画図は、毎年必要に応じて変更を行っています。また、計画書については、基本計画の基本となる国土利用計画の改定に合わせ21年8月に改定されました。

第5節 公害防止計画の推進

公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域については、環境基本法に基づき、公害防止計画を作成することができます。

京都府における作成状況は、以下のとおりです。

1 京都地域公害防止計画の概要

① 計画対象地域

京都市、宇治市、向日市、長岡京市及び大山崎町の4市1町

② 計画の期間

23年度から32年度の10年間

③ 計画の主要課題

河川の水質汚濁

大阪湾に流入する**COD***の汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる**富栄養化***の防止を図る。

④ 計画の目標

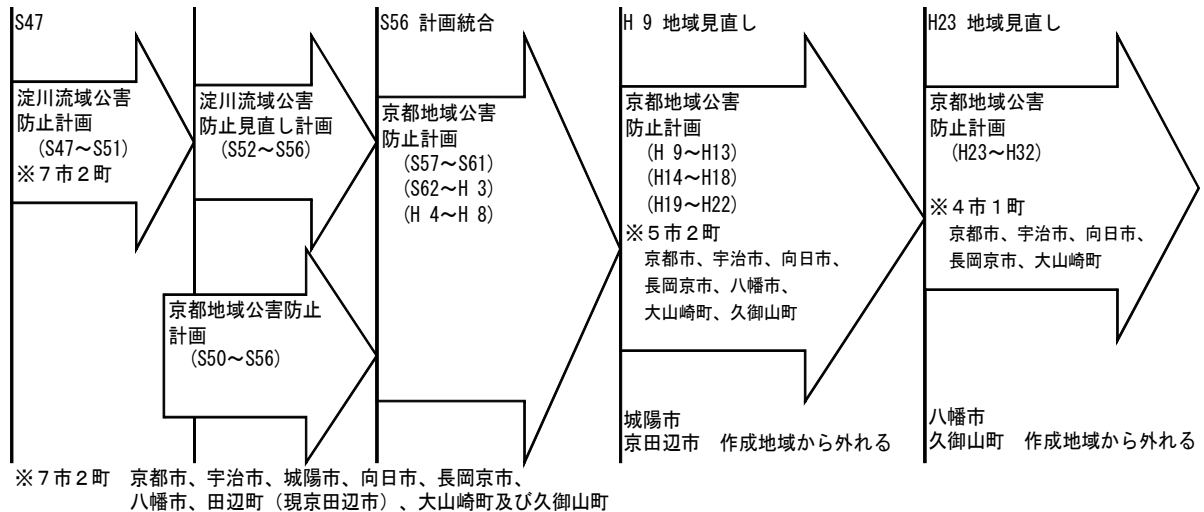
環境基準の達成

⑤ 講じる施策

計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

2 府における計画作成の経緯

図 3-31 計画作成の経緯



第6節 公害紛争処理等の実施

1 公害苦情の概要

22年度に府内の市町村等が受け付けた公害に関する苦情の件数は表 3-58のとおり、1,776件（前年度比155件減少）でした。

大気汚染、水質汚濁等**典型7公害***の苦情は1,067件（前年度比52件減少）、廃棄物投棄等典型7公害以外の苦情は709件（前年度比103件減少）でした。

典型7公害では、大気汚染、騒音及び悪臭に関する苦情が多く、典型7公害苦情の82%を占めました。

典型7公害以外では、廃棄物投棄が典型7公害以外の苦情全体での59%を占めました。

公害苦情の種類別件数は図 3-32、発生源種類別苦情件数は図 3-33、地域別苦情件数は図 3-34及び公害苦情件数の経年変化は図 3-35のとおりです。

表 3-58 21年度及び22年度における公害別苦情件数

年度	典型7公害								小計	典型7公害以外		合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄				
22	282	169	3	336	21	0	256	1,067	709	[415]	1,776	
21	317	197	6	293	14	1	291	1,119	812	[505]	1,931	

図 3-32 公害苦情の種類別件数

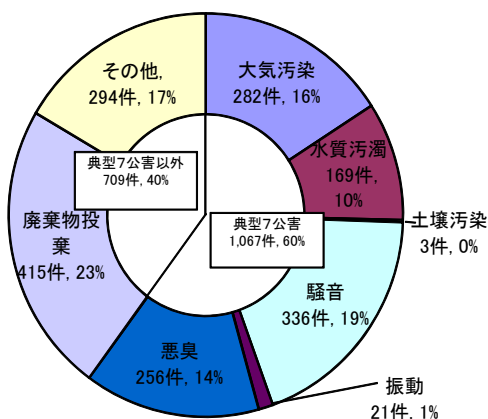


図 3-33 発生源種類別苦情件数

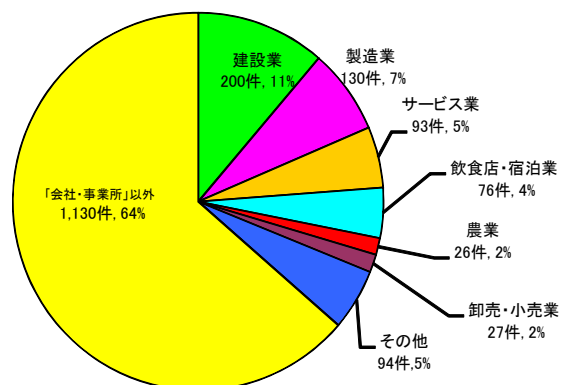
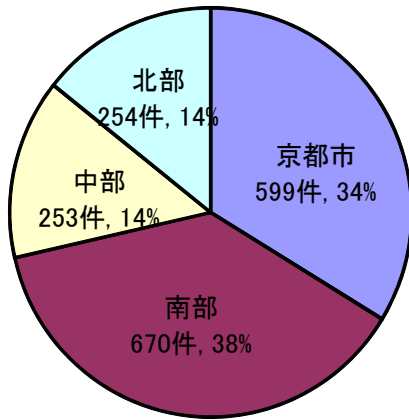
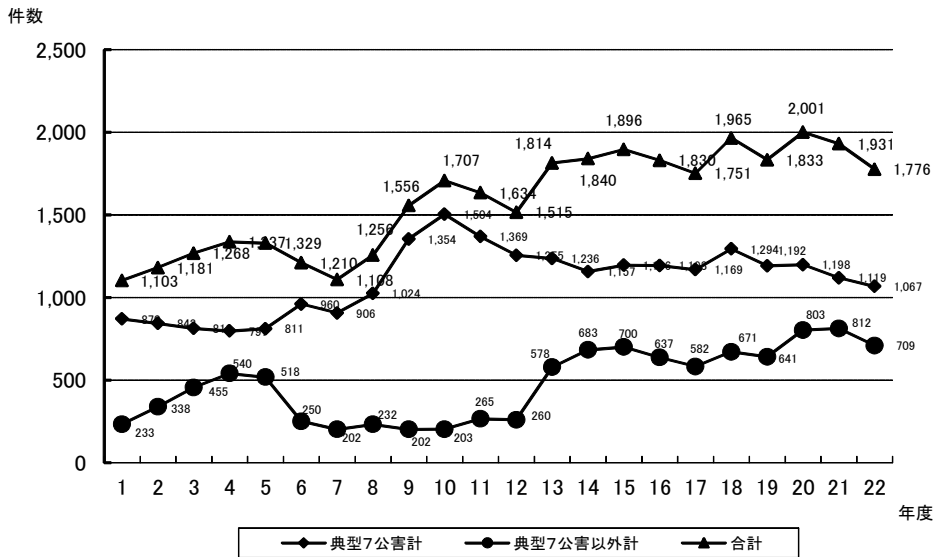


図3-34 地域別苦情件数



注：南部は京都市より南の地域、中部は亀岡市、南丹市、京丹波町、北部は福知山市、綾部市以北をいう。

図3-35 公害苦情件数の経年変化



2 公害紛争の処理

公害苦情においては、一般的には、まず被害者から苦情申立てが行われますが、これが早期に解決されず、原因者との話し合いがこじれた場合に、紛争という形態に発展していきことがあります。

公害紛争処理法では、公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に行政分野に公害紛争処理制度を設けることとしており、府は同法に基づき公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の手段により公害紛争を処理しています。

23年3月末までに受理した公害紛争事件は34件（調停33件、仲裁1件）で、処理状況は、調停成立15件、調停打ち切り13件、調停申請取下げ5件（ただし、一部調停打ち切り一部申請取下げ1件を含む。）、仲裁判断1件となっています。

受け付けた事件の公害の種類としては騒音・振動が多く、地域としては京都市内が27件、京都市以外が7件となっています。

第7節 規制的措施

府警察は、府民の安全で快適な生活を確保するため、生活環境を破壊する悪質な環境犯罪の取締りを積極的に進めています。

環境犯罪には、廃棄物事犯、水質汚濁事犯等がありますが、近年における環境犯罪の情勢は、不法投棄や不法焼却等の廃棄物事犯が大多数を占めています。

中でも建設系産業廃棄物の処理を巡る事犯では、行政指導を無視して敢行するもの、摘発を免れるために廃棄物と土砂を混載偽装し投棄する行為や、休日や早朝・夜間に敢行するものなど、手口が悪質・巧妙化しています。また、一般廃棄物の不法投棄や焼却禁止違反による検挙も高い水準で推移しています。

22年中は、暴力団等が関与する事犯や行政指導を無視した悪質な廃棄物事犯の積極的な取締りを推進し、243件、319人を検挙したほか、水質汚濁に係る事犯も検挙しています。

表3-59 環境犯罪の取締り状況の推移

区分	18年		19年		20年		21年		22年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
廃棄物に係る事犯	184	233	269	327	276	336	255	323	243	319
水質汚濁に係る事犯	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
合計	184	233	269	327	276	336	255	323	244	319

注) 暦年(1~12月)による

第8節 「京都府緑と文化の基金」制度の活用

府では、京都の優れた自然環境や文化遺産などの貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出などを図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、2年に全国最大規模の「京都府緑と文化の基金」を創設しました。

この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭りなどの歴史的環境から地域環境まで幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産などの掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめとした関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めています。